

平成 23 年 4 月 25 日
厚生労働省大臣官房統計情報部

東日本大震災の影響による毎月勤労統計調査の集計・公表の取り扱いについて

東日本大震災でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

1. 状況

東日本大震災を受け、毎月勤労統計調査規則（昭和 32 年労働省令第 15 号）第 14 条に基づき、岩手県、宮城県、福島県の 3 県においては、都道府県知事の判断により平成 23 年 3 月及び 4 月分（宮城県については 3 月、4 月及び 5 月分）について、全国調査のうち調査員調査で行っている部分及び地方調査について調査を行わないこととなりました。また、調査を継続している部分であっても震災、津波等の影響により、被災地を中心に有効回答が減少することが見込まれます。（別紙参照）

2. 全国調査の対応と結果への影響

集計については、従来通りの方法で行うこととしています。その結果、賃金、労働時間、雇用の集計結果について、以下の影響が考えられます。

① 労働者一人当たり賃金について、

3 県の調査員調査の対象事業所における賃金の変動が反映されないこと、相対的に賃金の低い地域の調査票が減少することから、実勢よりもやや高めに推計される可能性があります。

② 労働者一人当たり労働時間について、

3 県の調査員調査の対象事業所における労働時間の変動が反映されないことから実勢よりもやや高めに推計される可能性があります。また、相対的に労働時間の長い地域の調査票が減少することから、実勢よりもやや低めに推計される可能性があります。

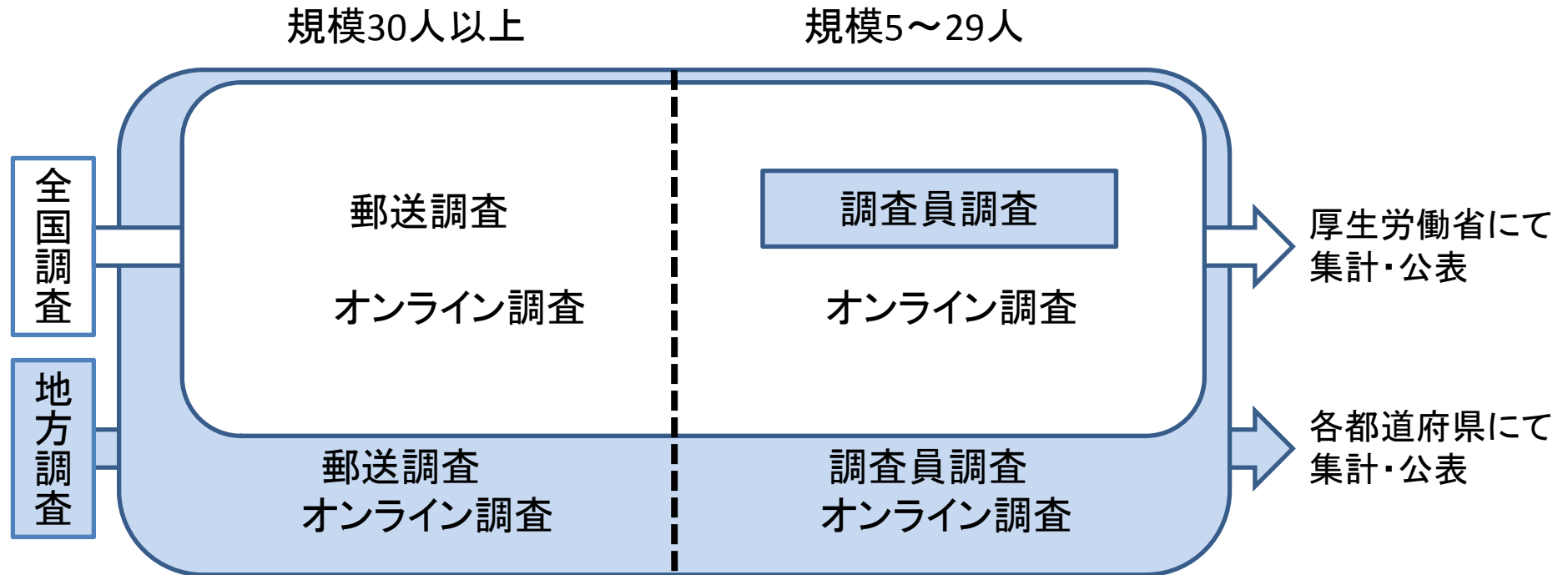
③ 雇用について、

3 県の調査員調査の対象事業所における労働者の減少が反映されないことから、実勢よりもやや高めに推計される可能性があります。また、労働者数の集計においては雇用保険における適用事業所の改廃状況を反映していますが、今回の震災、津波等の影響で事業主等による雇用保険の手続が遅れることが考えられるため、実勢よりも遅れて労働者数が変動する可能性があります。

3. 全国調査の公表予定

結果の公表は当初計画どおりの日時で行う予定であり、平成 23 年 3 月分結果速報は 5 月 2 日（月）10:30 の公表を予定しています。

毎月勤労統計調査の調査体系と震災の影響



岩手県・宮城県・福島県では、網掛け部分について3月・4月(宮城県は5月も)調査は行わない。
また、調査を継続している部分であっても、震災、津波等の影響により、被災地を中心に有効回答が減少することが見込まれる。

中止の根拠法令

毎月勤労統計調査規則(昭和32年労働省令第15号)

第14条 調査の対象となる事業所について、天災事変その他やむを得ない理由で調査を行うことができないと厚生労働大臣又は都道府県知事が認めたものについては、その月分の調査(特別調査にあっては、その年の調査)は行わない。

2 都道府県知事は、前項の規定により調査を行わなかったときは、遅滞なく、厚生労働大臣に報告しなければならない。